



令和6年9月3日 第163号

# にし아라이

発行 (一社)西新井青色申告会

〒123-0842

足立区栗原1-6-20

TEL 03-3885-4105(代)

FAX 03-3885-4148

<https://nishiariaoiro.or.jp>



## 着任のごあいさつ



西新井税務署

署長 石塚 伸弘

秋涼の候、一般社団法人西新井青色申告会の皆様方には、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

私は、この度の人事異動により西新井税務署長を拝命し、広島国税局の大東税務署から参りました石塚と申します。前任の今村同様のご厚情を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

野口会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方には、平素より税務行政の円滑な運営に対しまして、深いご理解と格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、各種相談会や説明会等を通じ、青色申告の普及・育成に取り組んでおられるとともに、税を考える週間におけるイベント開催等の公益活動を企画・運営されるなど、長年にわたり活発な活動を展開されております。

中でも、「e-Tax の普及拡大」につきましては、東京税理士会西新井支部のご協力の下、会を挙げて取り組んでいただいているほか、会員の皆様方におかれましては、マイナンバーカードを利用したe-Tax 送信に積極的に取り組んでいただいており、心から感謝申し上げます。これらに加え、源泉所得税の納付に際し会員の約9割の方が「ダイレクト納付」をご利用いただくなど、他会にはない取組をいただいていると伺っております。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

また、確定申告期には、会員の皆様への的確な申告・決算指導はもとより、当署の確定申告

書作成会場の「青色コーナー」に役員並びに職員の方々を派遣いただき、多くの個人事業主に対して青色申告制度や記帳方法等について親切に指導を行うことで、青色申告の普及や記帳慣行の更なる定着にご尽力をいただきました。重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、インボイス制度の開始に伴い、令和5年分確定申告では、多くの方が新たに課税事業者となり、2割特例等により申告・納税を行いました。

今後はこれらの事業者の方に対し、インボイスの保存を含めた記帳慣行の定着を進めていくとともに、事業者のデジタル化に向けて、会計ソフトを使用した記帳・帳簿保存を一層推進していくことが極めて重要であると考えております。

また、所得税の定額減税につきましては、既に6月から給与所得者に対しては定額減税を加味した源泉徴収が始まっており、事業所得者等に対しましては、予定納税額から定額減税額を控除することとなっております。

貴会におかれましては、定額減税に係る対応として、源泉徴収事務だけでなく、予定納税の減額申請手続についても会員の皆様方の相談対応を行っていただいているところです。

私どもいたしましては、これら新たな制度の定着及び円滑な実施に向け、納税者の皆様に対して、引き続き、十分な制度の周知・広報を図るとともに、相談に対して丁寧に対応しております。

西新井青色申告会の皆様方には、これまで多くのご協力をいただいておりますが、どうか引き続きご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに当たりまして、一般社団法人西新井青色申告会のますますのご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

【次回のメール便は12月中旬発送予定です。】

## 令和6年7月 西新井税務署異動一覧 (申告会関係担当部門・敬称略)

官 職	異 動 前		異 動 後	
	氏 名	転 出 先	氏 名	前 任 署 等
署 長	今村 宏嗣	勇退	石塚 伸弘	広島局 大東署 署長
副 署 長	小宮山 豊	東京上野 徴収 指定特官	久永 結香	厚生管理官 管理官補佐
総 務 課 長	久保 満広	留任	久保 満広	留任
個人課税第1統括官	小林 徳行	荒川 個人1統括官	田村 弘	山梨 個人 統括官
個人課税第2統括官	前田 雅弘	留任	前田 雅弘	留任
個人課税第3統括官	鈴木 謙一	留任	鈴木 謙一	留任
資産課税統括官	黒川 章一	青梅 資産1統括官	深川 賢一	江東西 資産 統括官
個人課税総括上席	後藤 政徹	業務センター 大手町 管理官	甲斐 恭平	システム開発3部門 班長
個人審理担当上席	松葉 真理子	留任	松葉 真理子	留任
個人指導担当上席	松江 信明	留任	松江 信明	留任

### 西新井税務署 署員御紹介 (敬称略)



副署長  
久永 結香



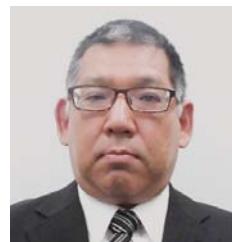
総務課長  
久保 満広



個人課税第1統括官  
田村 弘



資産課税統括官  
深川 賢一



個人指導担当上席  
松江 信明



令和6年分所得税

ご存じですか？

## 定額減税

### 制度の概要

令和6年分所得税の納税者である居住者を対象（注：合計所得金額が1,805万円以下の方のみ）として、次の①及び②の金額の合計額を、令和6年分所得税額から控除

- ① 所得者本人…3万円
- ② 同一生計配偶者及び扶養親族（※）…1人につき3万円

※ 所得者と生計を一にする配偶者及び親族等で合計所得金額が48万円以下の居住者

### 定額減税の実施方法

#### 不動産所得・事業所得者等に対する実施

- ・ 予定納税対象者については、予定納税額から減税
- ・ 確定申告書提出時の所得税額から減税

#### 給与所得者に対する実施

- ・ 令和6年6月以降に支払う給与・賞与に係る源泉徴収税額から減税
- ・ 年末調整で、給与・賞与における減税額を踏まえた精算

#### 公的年金受給者に対する実施

- ・ 令和6年6月以降に支払う公的年金（老齢年金）に係る源泉徴収税額から減税
- ・ 必要に応じて、確定申告で6月以降の減税額を踏まえた精算

定額減税に関する最新情報は、  
「定額減税特設サイト」でご確認ください。  
「解説動画」も掲載されていますので是非ご参照ください。



## 源泉所得税関係の申告書の記載の改正について

令和5年度税制改正で令和6年以後適用されるものにつきまして、次の通り記載の簡素化が図られました。

### 1 給与所得者の保険料控除申告書

令和6年10月1日以後に提出する「給与所得者の保険料控除申告書」について、次に掲げる事項（申告者との続柄）の記載を要しないこととされました。

- (1) 社会保険料について、社会保険料のうちに自己と生計を一にする配偶者その他の親族が負担すべきものがある場合におけるこれらの者の申告者との続柄
- (2) 新生命保険料及び旧生命保険料について、保険金、年金、共済金、確定給付企業年金、退職年金又は退職一時金の受取人の申告者との続柄
- (3) 介護医療保険料について、保険金、年金又は共済金の受取人の申告者との続柄
- (4) 新個人年金保険料及び旧個人年金保険料について、年金の受取人の申告者との続柄

### 2 給与所得者の扶養控除等申告書及び従たる給与についての扶養控除等申告書

給与等の支払者へ提出する「給与所得者の扶養控除等申告書」及び「従たる給与についての扶養控除等申告書」につきまして、申告書に記載すべき事項が前年の申告内容と異動がない場合には、記載すべき事項の記載に代えて、異動がない旨の記載によることができることとされました。この前年から異動がない旨を記載した申告書を「簡易な申告書」といいます。

この改正は、令和7年1月1日以後に支払いを受けるべき給与等について提出する「給与所得者の扶養控除等申告書」について適用されます。

給与等の支払者は、この簡易な申告書の提出を受けた場合には、前年に提出を受けた扶養控除等申告書に記載されているものとして、源泉徴収事務を行うこととなります。

簡易な申告書の保存につきましては、その提出期限（毎年最初の給与等の支払を受ける日の前日）の属する年の翌年1月10日の翌日から7年間保存する必要があります。

なお、通常、前年に提出を受けた扶養控除等申告書の記載内容から異動がないかは、この保存している扶養控除等申告書により確認することになりますが、連年簡易な申告書の提出を受けたような場合には、最後に提出を受けた簡易な申告書以外の扶養控除等申告書の内容が把握できるようにしておく必要があります。

なお、簡易な申告書の記載方法や詳しい取扱いにつきましては、「簡易な扶養控除等申告書に関するFAQ（源泉所得税関係）」を、チェックリストにつきましては、「扶養控除等申告書の提出について」が掲載されていますので、ご確認ください。



## 税理士無料相談の実施

東京税理士会西新井支部では、毎週月曜日午後1時40分から4時まで(お一人30分)、会員の方を対象に「税の無料相談」を実施しております。ご希望の方は、申告会事務局までご連絡ください。

(注) 1相談につき1回のみとなります。また、1～3月は申告期のためお受けできない場合がございます。



一都税についてのお知らせー

## 9月は固定資産税・都市計画税第2期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、9月30日(月)までにお納めください。

### ご利用になれる納税方法

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納税方法の注意事項をご確認ください。

**おうちで今、納付できます！！**



**簡単・便利な口座振替 Web申込で、都税の納め忘れなし！！**

### 口座振替

都税 Web 口座振替申込受付サービスにて、9月10日(火)までにお申込みいただくと、  
固定資産税・都市計画税第2期分からの口座振替が可能です。



他にもコンビニエンスストア、金融機関、郵便局、都税事務所等の窓口でも納付いただけます。

### 【お問合せ先】

足立都税事務所 03-5888-6211 (代表)

※課税内容については、固定資産の所在する区の都税事務所にお問合せください。

主税局 HP  
都税の支払い方法  
▶▶▶



## 【無料法律相談のご案内】※会員の方対象

下記日程にて無料法律相談を開催いたします。電話予約のうえお気軽にご利用ください。  
なお、幅広い法律相談に対応いたしますが、準備の都合上、予約の際に相談内容を簡単にお知らせください。

日 時 9/18(水)、10/16(水) 午後2時から (相談時間お一人30分以内)

会 場 西新井青色申告会館

相談担当 第二東京弁護士会所属 安藤裕通弁護士

※11月以降の相談日は、各月第3水曜日を予定しております。

悩みごとの解決策の一つとして、お申し込みください。



## 【日本政策金融公庫融資相談のご案内】※会員の方対象

＜日 時＞ 10/23(水)、12/18(水) ＜会 場＞ 西新井青色申告会館

※11月、令和7年1~3月の申告会での相談はありませんので、

直接日本政策金融公庫へお問い合わせください。TEL 0570-032-371

ご相談は、融資担当者が個別にご相談を承ります。

申込方法：完全予約制のため、事前に事務局へご連絡ください。TEL 03-3885-4105

※駐車場が狭いため、お車での来館はご遠慮ください。

小規模企業の  
会社役員の  
みなさまへ

制度の特長

制度のメリット

Be a Great Small.  
**中小機構**

\\\ 会社の役員なら /  
**小規模企業共済**

小規模企業の会社等役員の方が  
退職後の生活資金事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。  
国が作った制度なので、安心・安全です。

**小規模企業等の会社役員なら加入可能**  
**代表者以外の会社役員でも加入可能**  
**役員なら受け取れる大きなメリット**

掛金は全額所得控除 受取時も税制メリット

個人事業主、  
会社代表者の方も  
もちろん  
加入できます

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】 平日 9:00~17:00

令和5年9月からオンライン手続きスタート

ご要望の多い一部の手続きについてオンライン手続きが出来ます。新規加入、  
掛金払込証明書の電子交付、掛金月額の増額減額、氏名・住所等の変更など

小規模企業共済制度の詳しい内容は  
2次元コード又はホームページから  
ご確認ください。

小規模共済 検索

QRコード

2023.9

**60年で加入企業110万社以上**の実績！

退職金は、国がサポートする **中退共制度** をご活用ください。

**安心**

確実な退職金支払  
安心の資産運用

**簡単**

外部積立型で管理が簡単  
退職金試算額もお知らせ

**有利**

掛金は全額非課税  
掛金の一部を国が助成



従業員の働く意欲の向上に！



詳しくはホームページ  
をご覧ください。



(独)勤労者退職金共済機構  
**中小企業退職金共済事業本部**

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1

TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

## 女性部 観察研修会

6月3日(月)、約6年ぶりとなるバスを貸切っての観察研修会を開催いたしました。参加人数30名で、国宝の赤坂迎賓館と国会議事堂の見学、築地市場で昼食とお買い物を楽しみました。明治時代を代表する建造物である赤坂迎賓館では、煌びやかな装飾に魅了され、国会議事堂では、普段なかなか入ることのできないお部屋に案内していただき、とても有意義な時間を過ごしました。また、観光客が増え、活気の戻ってきた築地市場では、美味しい食事と、買い物を堪能しました。一日歩き通しでしたが、疲れを忘れるくらい楽しめました。



### 女性部員募集中！



女性部に参加して、一緒に地域の絆、仲間の輪を広げて楽しめませんか？会員、ご家族の方なら、どなたでも加入できます。

### 《活動内容》

★研修会・講習会  
明治座観劇や  
体験教室等

## 第40回 会員交流ボウリング大会

令和6年6月7日(金)、マルアイボウリング北千住店にて、ボウリング大会が開催されました。



## 第55回 ゴルフコンペのご案内

日 時 令和6年10月18日(金)

会 場 アスレチックガーデン  
ゴルフクラブ

【住所】茨城県稲敷市東大沼402  
【TEL】0299-79-1100

参加費 16,830円(税込)※別途景品代3,000円

お申込みは、申告会事務局へ



← R6.6.5 開催時



令和6年分消費税課税事業者の方が対象



## <特別会費>口座振替のお知らせ

令和6年度分の特別会費(年6,000円)を令和6年12月6日(金)にご登録の口座より引き落としさせていただきます。

また、すでにお支払い済の方は、引き落としはございません。

残高のご確認をお願いいたします。



### 口座振替日のご案内

※再振替はありません。

会 貹	振 替 日
大樹収納サービス (通帳印字 SFSシンコクカイヒ)	11月6日
足立成和信金 (通帳印字 シンコクカイカイヒ)	10月25日
城北信金 (通帳印字 アオイロカイヒ)	10月10日

青色共済 (通帳印字 アオイロキョウサイ)	振 替 日
大樹収納サービス	10月7日
足立成和信金	10月7日
城北信金	10月7日

※ 足立成和・城北信用金庫をご利用の方で、収納会社変更に伴い再度お手続きをいただいた方は、書類お預かりの時期により、振替が間に合わない場合がございます。ご了承ください。

※通帳が残高不足にならないようにご注意ください。



### 『役員変更のご案内』 <敬称略>



役員の変更がありましたので、ご紹介させていただきます。

退任された役員の方には、多年にわたるご協力に深く感謝申し上げます。

○退任役員 川田 浩

**中間決算・年末調整相談会のご予約はお早めに！**

**【10月17日は職員研修のため臨時休業となります。】**